

## 年末調整の準備を始めましょう

給与の支払者は、1年間の給与総額が確定する年末に従業員がその年に納めるべき税額を計算し、それまでに従業員から徴収した税額の過不足額を求め、その差額を徴収又は還付する必要があります。この手続きが『年末調整』です。この『年末調整』を正しく、スムーズに行うために、給与の支払をされている事業主様は、従業員の方々に下記の申告書・資料等を早めに提出するよう指導して下さい。

### (1) 平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

この申告書はその年度の最初の給与支払日の前日までに各人から提出されることになっています（正社員のみではなくパート及びアルバイトの方でもこの書類は必要となっています）。まだ提出を受けていない場合や、提出後、扶養親族の増減（出生、本人の結婚、扶養親族であった人の就職や結婚等）があった場合にも申告するよう指導して下さい。なお、このタイミングで平成29年分の申告書も同時に従業員に配布し、提出を受けるようにしましょう。下記の記入箇所に記入があるか確認して下さい。

①本人の氏名、生年月日、住所

②配偶者、扶養親族の氏名、生年月日、職業、所得

※本人又は控除対象配偶者・扶養親族が障害者等に該当する場合は、該当箇所に○印を付けて下さい。

平成23年から16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されています。「B 控除対象扶養親族」に16歳以上の扶養親族を記載し、16歳未満の扶養親族の氏名等は、下部の「住民税に関する事項」に記載頂くようよろしくお願い致します。

※平成28年分の扶養控除等（異動）申告書より個人番号（マイナンバー）の記載欄がありますが、特定個人情報に該当するため、日本法令等の記載収集フォームを活用されることをお勧めします。なお、平成29年以降分については、給与等の支払者が申告書の提出者等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その提出者は個人番号の記載を要しないとする改正がなされています。

### (2) 平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

この申告書はあらかじめ各人に配布しておき、年末調整を行うときまでに提出を受けて下さい。

①生命保険料控除

本人又はその配偶者や親族が保険金等の受取人となっている生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金が対象となります。

※保険料を支払ったことの証明書類の添付が必要です。（保険会社から送られてきた控除ハガキ）

| 平成23年12月31日以前契約（旧契約） | 控除上限額 | 平成24年1月1日以後契約（新契約） | 控除上限額 |
|----------------------|-------|--------------------|-------|
| <A>一般生命保険料           | 5万円   | <A>一般生命保険料         | 4万円   |
| <B>個人年金保険料           | 5万円   | <B>個人年金保険料         | 4万円   |
| —                    | —     | <C>介護医療保険料         | 4万円   |

なお、ABそれぞれの上限額は、旧契約のみの場合は5万円、新契約のみまたは旧契約と新契約双方については4万円です。（ただし、ABC合計で12万円が上限額となります。）

②地震保険料控除

本人又は生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る保険料や掛け金が対象になります。

なお、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料に係る保険料や掛け金についても従来通り対象となります。

※保険料を支払ったことの証明書類の添付が必要です。(保険会社から送られてきた控除ハガキ)

### ③社会保険料控除

本人が本年中に支払った健康保険、国民年金、厚生年金、雇用保険、介護保険等の社会保険料について控除できます。また、本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で本人自身が支払ったものは、本人の社会保険料として控除することができます。

※国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金については保険料等を支払ったことの証明書類の添付が必要です。(厚生労働省から送られてきたはがき)但し、それ以外の保険料等については添付の必要はありません。

### ④小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法の共済契約の掛金、個人型年金の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金を本人が支払った場合にその全額を控除することができます。

※掛金を支払ったことの証明書類の添付が必要です。(中小企業基盤整備機構等から送られてきたハガキ)

### ⑤配偶者特別控除

配偶者特別控除とは、本人と生計を一にする配偶者(給与所得のみの場合、収入が141万円未満の方)で、かつ、控除対象配偶者(給与所得のみの場合、収入が103万円未満の方)に該当しない人を有する場合に、その本人の所得金額の合計額から38万円を限度として控除するというものです。収入については他に年金収入も加味します。

「配偶者控除」を受けている場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることができません。

## (3)平成28年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

住宅借入金等特別控除を受ける最初の年は各自が確定申告しなければなりません。翌年以降については税務署長から各年分の申告書が本人に一括送付されるため、年末調整の時までにその年分の申告書の提出を受けて下さい。

この申告書には、次の証明書の添付が必要となります。

- ①住所地の税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」
- ②借入を行った金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

## (4)年の中途で再就職した人の前職の給与所得の源泉徴収票

年の中途で就職した人で、就職前に他の給与の支払者に扶養控除等(異動)申告書を提出して支払を受けていた給与がある人については、その前職分の給与を含めて年末調整を行うこととなりますので、中途で就職した人がいる場合は、前の給与支払者から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などがあるか本人に確認し、提出を受けて下さい。

### 給与所得者の確定申告

次に該当する人は平成29年2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出し、税金を納付(場合によって還付)しなければなりません。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 給与所得以外の所得があった人
- ③ 年末調整を受けていない退職者でその後所得のない人
- ④ 災害等により災害減免法の規定による所得税の減免又は雑損控除を受けようとする人
- ⑤ 医療費控除、寄付金控除、配当控除、外国税額控除を受けようとする人、住宅借入金等特別控除を初めて受けようとする人 など